

## 平成19年度九州総合通信局重点施策

### 1 地上テレビ放送のデジタル化の推進

2011年の地上テレビ放送完全デジタル化を目指し、地上デジタル放送中継局の整備、辺地共聴施設等のデジタル化対応、ケーブルテレビのデジタル化等を促進し、九州地域における地上デジタル放送の受信環境の着実な整備を図る。

さらに、その普及を図るため、アナログ放送停波等の周知・広報や受信相談体制の一層の充実に努めるとともに、利活用を促進する。

#### (1) 地上デジタル放送視聴可能エリアの拡大

現在のアナログテレビ放送と同等のエリアを確保する等地上デジタル放送の受信環境を整備するため、自治体等関係者と連携の上、地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し、放送事業者による中継局の早期整備や辺地共聴施設等のデジタル化対応の促進など中継局ロードマップのフォローアップを着実に進める。

#### (2) ケーブルテレビのデジタル化の促進

地上デジタル放送の再送信環境の整備と地域コミュニティの形成に資するため、地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し、ケーブルテレビの普及やデジタル化を促進する。

#### (3) デジタル化の周知・広報の強化

2011年7月24日までにアナログ放送を停波し、デジタル放送への移行を完全なものとするため、幅広い関係者と連携し、移行の時期等の周知・広報を一層強化するとともに、中継局の開局時期や視聴方法等について、より具体的な周知・広報を行う。また、地域イベント等における相談コーナーの開設等受信相談体制を一層充実する。

#### (4) 地上デジタル放送の利活用の促進

地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、携帯受信、双方向機能、データ放送等のデジタル放送の特徴を生かした新たなサービスの実現等、その利活用を促進する。

## **2 ブロードバンドの未整備地域の解消と利活用の促進**

ブロードバンドは、離島など条件不利地域での整備が十分に進んでおらず、地理的要因による情報通信格差の是正が喫緊の課題となっている。2010年度までのブロードバンド未整備地域の解消を目指し、自治体、電気通信事業者など関係者と連携しつつ、その整備促進を図る。また、ブロードバンドに関する住民の理解を深め、構築されたインフラの利活用を更に進めることにより、その普及を図る。

さらに、九州における地域情報の発信などコンテンツの流通拡大を図る。

### **(1) ブロードバンド未整備地域の解消**

各県で開催するブロードバンド整備促進会議等により、県、市町村及び電気通信事業者と連携し、各県のロードマップに沿った未整備地域の解消を図る。また、地域情報通信基盤整備推進交付金、地域インターネット基盤施設整備事業(補助金)などを活用するとともに、無線を活用した整備促進を図る。

### **(2) ブロードバンドの利活用の促進**

ブロードバンドに関する理解を深めるため、地域住民を対象にした講演会等を開催する。また、その利活用の促進を図るため、新たに制度化された地域ICT利活用モデル構築事業を活用した地域情報化の推進、ICT分野の高度な知識を有する人材の育成などを行い、ブロードバンドの普及に資する。

### **(3) コンテンツの流通拡大**

優れた情報発信サイトを表彰する「九州ウェブサイト大賞」を通じて九州におけるホームページ作成技術の向上やノウハウの普及を促すとともに、映像を中心とした各種コンテンツの流通や利用を一層拡大する。

## **3 安心・安全な情報通信環境の整備**

情報通信技術を活用して地域住民の安心・安全を確保するため、防災行政無線の整備・高度化などを促進するとともに、重要無線通信妨害の迅速な排除など電波利用環境の向上に努める。

さらに、携帯電話、インターネット等の利用に関する啓発等を実施し、安心・安全なユビキタスネット社会の実現に資する。

### **(1) 情報通信技術による安心・安全の確保**

非常災害時等における地域住民への迅速な情報提供を行うため、防災行政無線の整備・高度化や地域における電波利用の拡大などを促進するとともに、情報通信技術を活用した子どもの安全確保システムモデル事業を実施する。

### **(2) 電波の混信・妨害対策や電磁環境の保護**

良好な電波利用環境の確保を図るため、航空機、船舶、消防等で使用される重要無線通信への妨害の迅速な排除や不法無線局の摘発に努める。また、電波利用ルールの周知・啓発や電波についての正しい知識と理解を深めるための講演会等を実施する。

### **(3) 誰もが安心して使える情報通信利用環境の整備**

携帯電話、インターネット等の安心・安全な利用に関する啓発を行う「e-ネットキャラバン」を引き続き実施するとともに、電気通信サービスモニターミーティングの開催など情報通信に関する消費者行政の充実を図る。また、情報セキュリティ対策の推進や個人情報の適切な取扱いの確保を図るため、電気通信事業者等を対象とした講演会等を実施する。

## **4 産学官連携の強化と地域活力の向上**

経済団体や企業、大学、研究機関等との連携を一層深め、九州の情報通信分野における技術開発力強化、起業促進などにより地域の活性化を図る。

### **(1) 産学官連携の一層の推進**

九州の情報通信関係者のポテンシャルを結集する産学官連携プロジェクトの推進、九州地域ICT産学官連携ポータルサイト(QRiPs)による情報共有の促進など、産学官連携を強化する。

### **(2) 地域ニーズに応える研究開発推進と起業支援**

次世代高度ネットワーク(JGNⅡ)の活用促進や戦略的情報通信研究開発推進制度等による研究開発を推進し、九州における情報通信分野の技術開発力の強化や研究者の育成を行うとともに、起業家経営塾の一層の充実などによりICTベンチャーを支援する。

### **(3) 信書便事業の参入促進**

信書便事業説明会を各地で開催するなど制度の一層の周知に努め、事業者の参入を促進し、利用者の利便性の向上や地域の活性化に資する。